

告知日:令和 6 年 1 月 31 日

授業料収納猶予申請者 各位

大 阪 大 学 総 長

令和 5 年度後期(10 月～3 月)分授業料収納猶予申請者の方へ(通知)

授業料収納猶予について、別紙 8 のとおり決定しましたので、通知します。

記

授業料 収納猶予 判定結果	決定内容	授業料納入方法	
		口座振替 手続きをしている場合	口座振替の 手続きをしていない場合
猶予可	後期分授業料の 収納猶予を 許可します。	大学より本人宛に振替通知書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和 6 年 2 月 26 日(月)までに、 振替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和 6 年 2 月 26 日(月)までに、 本学指定口座へ振り込んでくださ い。
不許可	後期分授業料の 収納猶予を 不許可とします。	大学より本人宛に振替通知書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和 6 年 2 月 26 日(月)までに、 振替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和 6 年 2 月 26 日(月)までに、 本学指定口座へ振り込んでくださ い。

※不許可者の通知は行いません。

※3月卒業・修了者は、早期の授業料納入を要するため、別途所属部局から別の支払期限を指定される
場合があります。

<収納猶予者許可者一覧>

※最終判定結果が「不許可」の免除申請者については、受付番号の掲示を行いません。

[illegible]